

資料

令和 2 年第 1 回定例市議会議案
条例等新旧対照表

議案第 1 号	藤井寺市手数料条例の一部改正について 藤井寺市手数料条例の一部改正案	1
議案第 2 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案（第1条関係） 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正案（第2条関係） 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正案（第3条関係）	5 6 7
議案第 3 号	藤井寺市印鑑条例の一部改正について 藤井寺市印鑑条例の一部改正案	8
議案第 4 号	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について 藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正案	10
議案第 5 号	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について 藤井寺市国民健康保険条例の一部改正案 (附則改正) 藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正案（附則第3項関係）	12 14
議案第 6 号	藤井寺市子ども・子育て会議条例の一部改正について 藤井寺市子ども・子育て会議条例の一部改正案	15
議案第 7 号	藤井寺市下水道条例の一部改正について 藤井寺市下水道条例の一部改正案	17
議案第 8 号	藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について 藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正案（第1条関係） 藤井寺市病院事業の設置等に関する条例の一部改正案（第2条関係） 藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正案（第3条関係）	19 20 21
議案第 9 号	藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について 藤井寺市水道事業給水条例の一部改正案	22
議案第 10号	藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について 藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正案	28
議案第 11号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について 大阪広域水道企業団規約の一部変更案	29

(附則変更)	
大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約の一部変更案（附則第2項関係）	30

議案第 1 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

○藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係） 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係			別表（第2条関係） 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係		
事 務	単 位	金 額	事 務	単 位	金 額
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付	1枚	800円	（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定による通知カードの再交付	1枚	500円
			（2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付	1枚	800円

改正後			改正前		
2 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係			2 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係		
事 務	単 位	金 額	事 務	単 位	金 額
(1) 第11条の2第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件 (10人を1件とする。ただし、10人未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。)	300円	(1) 第11条の2第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件 (10人を1件とする。ただし、10人未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。)	300円
(2) 第12条第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項に規定する住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通	300円	(2) 第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項に規定する住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通	300円
(3) 第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項に規定する除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付	1通	300円	(3) 第12条の4第1項に規定する住民票の写しの交付（広域交付）	1通	300円
(4) 第12条の4第1項に規定する住民票の写しの交付（広域交付）	1通	300円	(4) 第20条第1項、第3項又は第4項に規定する戸籍の附票の写しの交付	1通	300円
(5) 第20条第1項、第3項又は第4項に規定する戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付	1通	300円			

改正後			改正前		
(6) 第21条の3第1項、第3項又は第4項に規定する戸籍の附票の除票の写しの交付	1通	300円	6 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係		
(略)			(略)		
(3) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第14項又は第38条の4第22項に規定する認定の申請に対する審査	1件	31,000円	(3) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する認定の申請に対する審査	1件	31,000円
(略)			(略)		
12 その他			12 その他		
(略)			(略)		
(5) 土地その他市の管理に属する公共施設又は市域に関する境界明示	1筆	1,000円 ただし、土地1筆を増すごとに500円を加算する。	(5) 土地その他市の管理に属する公共施設又は市域に関する境界明示	1筆	1,000円 ただし、土地1筆を増すごとに500円を加算する。
(6) 文書の受理に関する証明書の交付	1通	300円	(6) はちの巣（ただし、スズメばちの巣、大きいはちの巣及び除去業務が困難な場所にあるはちの巣は除く。）の除去	1件	3,000円
(7) 公簿、公文書又は図面に関する証明書の交付	1件 （土地は1筆、家屋は1棟をそれぞれ1件とする。）	300円	(7) 文書の受理に関する証明書の交付	1通	300円
			(8) 公簿、公文書又は図面に関する証明書の交付	1件 （土地は1筆、家屋は	300円

改正後			改正前		
(8) 公簿、公文書若しくは図面の謄本又は抄本の交付	1件 (土地は1筆、家屋は1棟をそれぞれ1件とする。)	300円		1棟をそれぞれ1件とする。)	
(9) 公簿、公文書又は図面の閲覧	1件 (土地は1筆、家屋は1棟をそれぞれ1件とする。)	300円	(9) 公簿、公文書若しくは図面の謄本又は抄本の交付	1件 (土地は1筆、家屋は1棟をそれぞれ1件とする。)	300円
(10) 前各号に定めのない事項に関する証明書の交付	1件	300円	(10) 公簿、公文書又は図面の閲覧	1件 (土地は1筆、家屋は1棟をそれぞれ1件とする。)	300円
			(11) 前各号に定めのない事項に関する証明書の交付	1件	300円

議案第 2 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後		改正前	
別表第1 （第2条、第4条関係）		別表第1 （第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
消防団団員	年額 37,000円	消防団団員	年額 37,000円
生活保護嘱託医師	月額 74,300円	社会福祉法人及び社会福祉施設会計監査専門指導員	日額 19,000円
(略)		生活保護嘱託医師	月額 74,300円
		(略)	

○職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第29号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第9条の2第12項及び第31条の規定に基づき</u>、市の公平委員会委員及び職員（以下「職員等」という。）のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（サービスの宣誓）</p> <p>第2条 （略）</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第9条第12項及び第31条の規定に基き</u>、市の公平委員会委員及び職員（以下「職員等」という。）のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（サービスの宣誓）</p> <p>第2条 （略）</p>

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表
 （第3条関係）

改正後	改正前
<p>（補償基礎額） 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）～（4） 略 <u>（5） 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>	<p>（補償基礎額） 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）～（4） 略</p>

議案第 3 号

藤井寺市印鑑条例の一部改正について

○藤井寺市印鑑条例（平成6年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(登録を受けることができない印鑑)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載 <u>（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）</u> がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(登録を受けることができない印鑑)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載 <u>（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）</u>）をもって調製する住民票にあつては、<u>記録。以下同じ。）</u> がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</p>

改正後	改正前
<p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>意思能力を有しない者となったとき。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>後見開始の審判を受けたとき。</u></p> <p>(5) (略)</p>

議案第 4 号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について

○藤井寺市立市民総合会館条例（平成14年藤井寺市条例第12号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の減免) 第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	
<p>(使用料の還付) 第14条 (略)</p>	<p>(使用料の還付) 第13条 (略)</p>
<p>(保証金) 第15条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>(保証金) 第14条 (略) 2～4 (略)</p>
<p>(使用権の譲渡等の禁止) 第16条 (略) 2 (略)</p>	<p>(使用権の譲渡等の禁止) 第15条 (略) 2 (略)</p>
<p>(施設の破損及び滅失の届出) 第17条 (略)</p>	<p>(施設の破損及び滅失の届出) 第16条 (略)</p>
<p>(使用終了の届出) 第18条 (略)</p>	<p>(使用終了の届出) 第17条 (略)</p>
<p>(特別の設備及び原状回復) 第19条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>(特別の設備及び原状回復) 第18条 (略) 2～4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(免責事項) <u>第20条</u> (略)</p> <p>(損害賠償) <u>第21条</u> (略) 2 (略)</p> <p>(委任) <u>第22条</u> (略)</p>	<p>(免責事項) <u>第19条</u> (略)</p> <p>(損害賠償) <u>第20条</u> (略) 2 (略)</p> <p>(委任) <u>第21条</u> (略)</p>

議案第 5 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料の減額)</p> <p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6の額を超える場合には、第13条の6の額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6の額を超える場合には、第13条の6の額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>280,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>510,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者</p>

改正後	改正前
均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額 とを合算した額 ア・イ (略) 2～4 (略)	均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額 とを合算した額 ア・イ (略) 2～4 (略)

○藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成30年藤井寺市条例第10号） 新旧対照表
 （附則第3項関係）

改正後	改正前
<p>附 則 1～3（略） 4 平成30年度から令和5年度までの間、この条例により生じる保険料の激変を緩和するための措置として新条例第24条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、新条例第9条の3の規定にかかわらず、同条に規定する基礎賦課総額は、同条第1項第1号に掲げる額の見込額から同項第2号に掲げる額の見込額を控除した額に当該年度における新条例第24条第1項の規定による基礎賦課額の当該減免の額の総額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。この場合において、新条例第13条第1項第1号の所得割は、同号に規定する率に100分の1を加えて得た率を上限として、かつ、当該激変を緩和するための措置として必要な範囲に限り変更することができる。</p>	<p>附 則 1～3（略） 4 平成30年度から平成35年度までの間、この条例により生じる保険料の激変を緩和するための措置として新条例第24条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、新条例第9条の3の規定にかかわらず、同条に規定する基礎賦課総額は、同条第1項第1号に掲げる額の見込額から同項第2号に掲げる額の見込額を控除した額に当該年度における新条例第24条第1項の規定による基礎賦課額の当該減免の額の総額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。この場合において、新条例第13条第1項第1号の所得割は、同号に規定する率に100分の1を加えて得た率を上限として、かつ、当該激変を緩和するための措置として必要な範囲に限り変更することができる。</p>

議案第 6 号

藤井寺市子ども・子育て会議条例の一部改正について

○藤井寺市子ども・子育て会議条例（平成25年藤井寺市条例第20号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>（臨時委員）</u> 第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。 2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。</p> <p>（会長及び副会長） 第6条 （略） 2～5 （略）</p> <p>（会議） 第7条 （略） 2～4 （略）</p> <p><u>（部会）</u> 第8条 子ども・子育て会議は、特別の事項を調査審議する必要があると認めるときは、部会を置くことができる。 2 部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会員」という。）は、会長が指名する。 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、部会員のうちから会長が指名し、副部会長は部会長が指名する。 4 部会長は、部会の事務を掌理する。 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠</p>	<p>（会長及び副会長） 第5条 （略） 2～5 （略）</p> <p>（会議） 第6条 （略） 2～4 （略）</p>

改正後	改正前
<p><u>けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>6 前条の規定は、部会について準用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 (略)</p>

議案第 7 号

藤井寺市下水道条例の一部改正について

○藤井寺市下水道条例（平成14年藤井寺市条例第9号） 新旧対照表

改正後					改正前				
<p>第16条から第20条まで 削除</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第32条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p>					<p>第16条 削除 第17条 削除 第18条 削除 第19条 削除 第20条 削除</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第32条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p>				
区分	基本料金（1月につき）		超過料金（1月1立方メートルにつき）		区分	基本料金（1月につき）		超過料金（1月1立方メートルにつき）	
	水量	使用料	水量	使用料		水量	使用料	水量	使用料
一般汚水	8立方メートルまで	924円	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	117円	一般汚水	10立方メートルまで	987円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	122円
			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	144円				20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	149円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	175円				30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	177円

改正後				改正前				
			<u>30立方メートルを超え50立方メートルまでの分</u>	<u>208</u> 円			<u>50立方メートルを超え100立方メートルまでの分</u>	<u>217</u> 円
			<u>50立方メートルを超え100立方メートルまでの分</u>	<u>255</u> 円			<u>100立方メートルを超え500立方メートルまでの分</u>	<u>257</u> 円
			<u>100立方メートルを超え500立方メートルまでの分</u>	<u>302</u> 円			<u>500立方メートルを超える分</u>	<u>291</u> 円
			<u>500立方メートルを超える分</u>	<u>343</u> 円	公衆浴場汚水	1立方メートルにつき		<u>22</u> 円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき			<u>25</u> 円				
備考 月の途中で使用を開始し、休止し、又は廃止したときの使用料の算定は、次のとおりとする。				備考 月の途中で使用を開始し、休止し、又は廃止したときの使用料の算定は、次のとおりとする。				
(1) 使用日数が15日以内で水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。				(1) 使用日数が15日以内で水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。				
(2) 使用日数が15日以内で水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月とする。				(2) 使用日数が15日以内で水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月とする。				
(3) 使用日数が15日を超えるときは、1月とする。				(3) 使用日数が15日を超えるときは、1月とする。				
(4) 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。				(4) 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。				
(5) 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）により許可を受けた公衆浴場のうち、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、大阪府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排除された汚水をいう。				(5) 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）により許可を受けた公衆浴場のうち、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、大阪府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排除された汚水をいう。				
2	(略)				2	(略)		

議案第 8 号

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

○藤井寺市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年藤井寺市条例第 9 号） 新旧対照表
（第 1 条関係）

改正後	改正前
<p data-bbox="152 512 636 539">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p data-bbox="109 550 1106 699">第 6 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 5 0 0, 0 0 0 円以上である場合とする。</p>	<p data-bbox="1173 512 1657 539">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p data-bbox="1128 550 2125 699">第 6 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 8 項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 5 0 0, 0 0 0 円以上である場合とする。</p>

○藤井寺市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年藤井寺市条例第5号） 新旧対照表
（第2条関係）

改正後	改正前
<p data-bbox="152 276 636 304">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p data-bbox="107 312 1104 464">第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p data-bbox="1173 276 1657 304">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p data-bbox="1128 312 2125 464">第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

○藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成30年藤井寺市条例第29号） 新旧対照表
（第3条関係）

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

議案第 9 号

藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について

○藤井寺市水道事業給水条例（昭和35年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 給水装置は、次の3種とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共用給水装置 2戸(世帯)以上で<u>貯水槽又は増圧装置をもって使用するもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(計量及びメーターの設置)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>メーターの設置場所には、検針、点検、修理、取替等に支障を生ずる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。</u></p>	<p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 給水装置は、次の3種とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共用給水装置 2戸(世帯)以上が<u>共同で使用するもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(計量及びメーターの設置)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(料金の算定)</p> <p>第23条 料金は、<u>隔月定例日</u>(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が2箇月ごとに定めた日をいう。以下同じ。)にメーターの検針を行って<u>使用水量を計算し、その日の属する月分及びその日の属する月の前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、隔月定例日以外の日に検針を行うことができる。</u></p> <p>2 管理者は、必要に応じ前項の規定にかかわらず<u>1箇月ごとにメーターの検針を行うことができる。この場合においては、1箇月分を使用水量として、料金を算定する。</u></p> <p>(料金の徴収)</p>	<p>(料金の算定)</p> <p>第23条 料金は、<u>定例日</u>(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)にメーターの<u>点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。</u></p> <p>2 管理者は、必要に応じ前項の規定にかかわらず<u>2箇月ごとにメーターの点検を行うことができる。この場合においては、2箇月分を使用水量として、料金を算定する。</u></p> <p>(料金の徴収)</p>

改正後	改正前
<p>第27条 料金は、2箇月ごとに徴収する。<u>この場合において、各月の使用水量は、均等に使用したものとみなす。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水道の利用者が正当な理由がなく第23条の使用水量の計量又は<u>第32条</u>の検査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科し、損害があればこれを賠償させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 正当な理由がなく第15条第2項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、<u>第32条</u>の検査又は<u>第34条</u>の給水停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>第27条 料金は、2箇月ごとに徴収する。<u>ただし、管理者が必要があると認めるときは、3箇月以上を一括して徴収することができる。この場合における各月の使用水量は、均等とみなす。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第4条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水道の利用者が正当な理由がなく第23条の使用水量の計量又は<u>第30条</u>の検査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科し、損害があればこれを賠償させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 正当な理由がなく第15条第2項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、<u>第30条</u>の検査又は<u>第32条</u>の給水停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

別表第1 (第22条関係)

(1) 専用給水装置及び共用給水装置

用途	使用水量 (1箇月につき)		
	基本水量	基本料金	超過料金 (基本水量を超える1立方メートルにつき)
一般用	8立方メートルまで	880円	<u>8立方メートルを超え 10立方メートルまで の分</u> <p style="text-align: right;">30円</p> <u>10立方メートルを超 え20立方メートルま での分</u> <p style="text-align: right;">204円</p> <u>20立方メートルを超 え30立方メートルま での分</u> <p style="text-align: right;">235円</p> <u>30立方メートルを超 え50立方メートルま での分</u> <p style="text-align: right;">267円</p> <u>50立方メートルを超</u>

別表第1 (第22条関係)

(1) 専用給水装置

用途	使用水量 (1箇月につき)		
	基本水量	基本料金	超過料金 (基本水量を超える1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	845円	<u>11立方メートルから 20立方メートルまで</u> <p style="text-align: right;">185円</p> <u>21立方メートルから 30立方メートルまで</u> <p style="text-align: right;">214円</p> <u>31立方メートルから 50立方メートルまで</u> <p style="text-align: right;">243円</p> <u>51立方メートルから 100立方メートルま で</u> <p style="text-align: right;">267円</p> <u>101立方メートル以 上</u> <p style="text-align: right;">287円</p>

			<u>え100立方メートルまでの分</u> <u>294円</u> <u>100立方メートルを超える分</u> <u>316円</u>	業務用 20立方メートルまで	<u>3,301円</u>	<u>21立方メートルから50立方メートルまで</u> <u>243円</u> <u>51立方メートルから100立方メートルまで</u> <u>272円</u> <u>101立方メートル以上</u> <u>297円</u>
業務用	20立方メートルまで	<u>3,630円</u>	<u>20立方メートルを超え50立方メートルまでの分</u> <u>267円</u> <u>50立方メートルを超え100立方メートルまでの分</u> <u>299円</u> <u>100立方メートルを超える分</u> <u>327円</u>	工場用 50立方メートルまで	<u>10,680円</u>	<u>51立方メートルから100立方メートルまで</u> <u>282円</u> <u>101立方メートルから200立方メートルまで</u> <u>306円</u> <u>201立方メートル以上</u> <u>316円</u>

公衆浴場用	200立方メートルまで	<u>14,952円</u>	<u>200立方メートルを超える分</u> 75円	公衆浴場用	200立方メートルまで	<u>13,593円</u>	68円
臨時用	1立方メートルまで	<u>748円</u>	<u>1立方メートルを超える分</u> 748円	臨時用	1立方メートルまで	<u>680円</u>	680円
一般共用	8立方メートルまで	<u>677円</u>	<u>8立方メートルを超え10立方メートルまでの分</u> 30円	一般共用	<u>10立方メートルまで</u>	<u>651円</u>	<u>11立方メートルから20立方メートルまで</u> 185円
			<u>10立方メートルを超え20立方メートルまでの分</u> 204円				<u>21立方メートルから30立方メートルまで</u> 214円
			<u>20立方メートルを超え30立方メートルまでの分</u> 235円				<u>31立方メートルから50立方メートルまで</u> 243円
			<u>30立方メートルを超え50立方メートルまでの分</u> 267円				<u>51立方メートルから100立方メートルまで</u> 267円
			<u>50立方メートルを超え100立方メートル</u> 267円				<u>101立方メートル以上</u> 287円
				備考 用途区分は、管理者が認定する。			

		<p><u>までの分</u></p> <p><u>294円</u></p> <p><u>100立方メートルを</u> <u>超える分</u></p> <p><u>316円</u></p>
<p>備考 用途区分は、管理者が認定する。</p>		

議案第 10 号

藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○藤井寺市固定資産評価審査委員会条例（平成11年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(書面審理) 第7条 (略)</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p>3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</p>	<p>(書面審理) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p>4 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</p>

議案第 11 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

○大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日許可） 新旧対照表

改正後	改正前
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
藤井寺市、泉南市、四條畷市、 <u>大阪狭山市</u> 、阪南市、豊能町、忠岡町、 <u>熊取町</u> 、田尻町、岬町、太子町、 <u>河南町</u> 、千早赤阪村	泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村

○大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（平成30年7月18日許可） 新旧対照表
（附則第2項関係）

改正後	改正前
附 則 この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 <u>令和6年</u> 4月1日から施行する。	附 則 この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 <u>平成36年</u> 4月1日から施行する。

